

# 熊本県過疎地域自立促進方針

平成28年度～平成32年度

平成28年1月

熊 本 県

# 目 次

第1 基本的な事項 .....	1
1 過疎地域の現状と問題点 .....	2
(1) 現状	
(2) 問題点	
2 過疎地域の自立促進の基本的な方向 .....	11
(1) 自立促進のための基本方針	
(2) 自立促進のための重点事項	
第2 産業の振興 .....	
産業振興の方針 .....	13
1 農林水産業の振興 .....	13
(1) 農業の振興	
(2) 林業の振興	
(3) 水産業の振興	
2 商工業の振興 .....	15
(1) 商業の振興	
(2) 地場産業の振興	
(3) 企業の誘致対策	
(4) 起業の促進	
3 観光及びレクリエーションの方向と施策 .....	17
4 港湾の整備 .....	18
第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進 .....	
交通通信体系の整備等の方針 .....	19
1 道路の整備 .....	19
(1) 国道、県道及び市町村道	
(2) 農道、林道及び漁港関連道	

2	交通確保対策	20
3	情報化の推進	20
4	地域間交流の促進	21
第4	生活環境の整備	
	生活環境の維持保全の方針	23
1	水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備	23
2	消防・防災施設等の整備	24
第5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	26
1	高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	26
2	児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	27
第6	医療の確保	
	医療の確保の方針	29
1	無医地区対策	29
2	特定診療科に係る医療確保対策	29
第7	教育の振興	
	教育の振興の方針	30
1	公立小中学校等の教育施設の整備	30
2	図書館その他の社会教育施設等の整備	30
第8	地域文化の振興等	

地域文化の振興等の方針	32
1 地域文化の振興等	32
第9 集落の整備等	
集落の整備等の方針	33
1 集落の維持・活性化	33
○熊本県過疎地域区域図	34

## 第1 基本的な事項

過疎対策については、昭和45年の過疎地域対策緊急措置法制定以来、総合的な過疎対策事業に取り組み、過疎地域（過疎法第33条第1項の規定により過疎地域とみなされる市町村及び過疎法第33条第2項の規定により過疎地域にみなされる区域を含む。以下同じ。）における産業の振興や生活環境の整備などに一定の成果を挙げたところである。

しかしながら、公共施設の整備水準等については、全国との差がなお存在するほか、本県の過疎地域の人口は、10年間で約5万人弱減少し、高齢化率も約34%に達するなど、人口減少・高齢化の進展により、集落機能は低下し、生活の維持が困難な過疎集落が多くなっている。

具体的には、住民生活における問題として、商店・スーパー等の閉鎖による生活必需品の買物困難者の発生、路線バスの廃止等による公共交通の利便性低下、医療提供体制の弱体化などの問題を抱えている。また、産業基盤に関する問題としては、働き口の減少や耕作放棄地の増大など、過疎集落は様々な問題に直面しており、大変厳しい環境に置かれている。

一方で、過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県土保全や食料供給、水資源涵養など、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有している。

このような過疎地域の機能を今後も維持していくためには、過疎地域の住民が、生き生きと安心して住み続けられることが重要であり、そのことが、ひいては県土を保全し、県民全体の安全・安心な生活の実現に寄与することにもつながる。

こうしたことを踏まえ、平成24年の法改正により、過疎地域自立促進特別措置法（以下「過疎法」という。）が平成33年3月31日まで5年間延長された。また、平成26年の法改正により、過疎地域の要件の追加及び過疎対策事業債（ハード分）の対象施設の追加が行われたところである。

過疎地域の自立促進のためには、引き続き、地域の実情に応じ、地域における創意工夫による積極的施策を実施し、総合的かつ計画的な自立促進のための施策を推進することが必要である。

そこで、本県においては、過疎地域における一定の生活基盤・水準の確保に引き続き取り組むとともに、住民の「くらし」を支える生活サポートシステムの構築や、各種産業の振興等により、住民の「なりわい」を創出・継承する取組みを促進する。

なお、本方針は、過疎法第5条の規定に基づき、県が行う過疎地域の自立促進のための対策の大綱として、また、市町村が計画を定める際の指針として策定するもので、期間は平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。

## 1 過疎地域の現状と問題点

### (1) 現状

過疎法に基づき公示されている本県における過疎地域市町村は、過疎法第 2 条第 1 項によるものが 22 市町村、過疎法第 33 条第 1 項によるものが 2 市村、過疎法第 33 条第 2 項によるものが 3 市 5 地域である。

過疎地域とみなされる区域を有する市町村を含めると、過疎法の適用を受ける市町村が全市町村数に占める割合は 60.0% (27 市町村/45 市町村) となっており、県内の過半の市町村において過疎法の適用を受ける状況である。

表－1 過疎公示市町村

過疎地域市町村 (過疎法第 2 条)	水俣市、天草市、上天草市、美里町、和水町、南関町、南小国町、小国町、産山村、高森町、甲佐町、山都町、芦北町、津奈木町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村
過疎地域とみなされる市町村 (過疎法第 33 条第 1 項)	山鹿市、南阿蘇村
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (第 33 条第 2 項)	八代市 (旧坂本村、旧東陽村、旧泉村の区域)、宇城市 (旧三角町の区域)、阿蘇市 (旧波野村の区域)

### ア 人口

本県の人口は、昭和 45 年以降増加を続けたが、平成 7 年をピークに僅かながら減少している。一方、過疎地域の人口は、昭和 50 年より減少率は鈍化しているものの、年々減少しており、ここ 10 年間では約 5 万人弱減少するなど、人口流出は依然として続いている。

表－2 人口の推移 (国勢調査)

単位：人、%

区分	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年
県全体 (対前回比)	1,856,192 -	1,770,736 -4.6%	1,700,229 -4.0%	1,715,273 0.9%
過疎地域 (対前回比)	695,675 -	622,739 -10.5%	551,566 -11.4%	520,271 -5.7%
非過疎地域 (対前回比)	1,160,517 -	1,147,997 -1.1%	1,148,663 0.1%	1,195,002 4.0%

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
県全体 (対前回比)	1,790,327 4.4%	1,837,747 2.6%	1,840,326 0.1%	1,859,793 1.1%
過疎地域 (対前回比)	512,087 -1.6%	502,026 -2.0%	478,191 -4.7%	459,274 -4.0%
非過疎地域 (対前回比)	1,278,240 7.0%	1,335,721 4.5%	1,362,135 2.0%	1,400,519 2.8%

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
県全体 (対前回比)	1,859,344 0.0%	1,842,233 -0.9%	1,817,426 -1.3%
過疎地域 (対前回比)	438,969 -4.4%	415,284 -5.4%	389,267 -6.3%
非過疎地域 (対前回比)	1,420,375 1.4%	1,426,949 0.5%	1,428,159 0.1%

- 注) 1 過疎地域の人口は、平成 27 年 4 月 1 日現在の過疎地域の公示状況による。
- 2 過疎地域の人口については、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域のみの人口を含め、非過疎地域の人口については、一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域以外の人口を含め、計算している。
- 3 増減率は、前回調査時の人口と比較して、計算している。

#### イ 若年者人口

本県の過疎地域において、15 歳以上 30 歳未満の人口が占める割合（以下、「若年者比率」という。）は、平成 22 年の国勢調査によると、11.0%であり、県平均の 14.9%を下回っている。

表－3 若年者人口の推移（国勢調査）

単位：人、%

区分	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年
県全体 (若年者比率)	430,822 23.2%	404,654 22.9%	395,205 23.2%	391,445 22.8%
過疎地域 (若年者比率)	139,860 20.1%	115,979 18.6%	103,014 18.7%	100,144 19.2%
非過疎地域 (若年者比率)	290,962 25.1%	288,675 25.1%	292,191 25.4%	291,301 24.4%

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
県全体 (若年者比率)	377,808 21.1%	349,722 19.0%	333,664 18.1%	340,742 18.3%
過疎地域 (若年者比率)	93,577 18.3%	79,897 15.9%	67,076 14.0%	61,533 13.4%
非過疎地域 (若年者比率)	284,231 22.2%	269,825 20.2%	266,588 19.6%	279,209 19.9%

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
県全体 (若年者比率)	338,251 18.2%	307,895 16.7%	270,327 14.9%
過疎地域 (若年者比率)	61,533 14.0%	58,452 14.1%	43,012 11.0%
非過疎地域 (若年者比率)	279,209 19.7%	279,799 19.6%	227,315 15.9%

#### ウ 高齢者人口

本県の過疎地域において、65 歳以上の人口が占める割合（以下、「高齢者比率」という。）は、平成 22 年の国勢調査によると、33.8%であり、県平均の 25.5%を大きく上回っている。

また、高齢者比率が 30%以上の過疎地域市町村が 27 市町村中 26 市町村で、同 35%以上の過疎地域市町村は 11 市町村（うち、同 40%以上の過疎地域市町村は 2 市村）であり、地域の高齢化が一段と進んでいる（※一部の区域が過疎地域とみなされている市町村については、その区域のみの高齢者比率である）。

表－4 高齢者人口の推移（国勢調査）

単位：人、%

区分	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年
県全体 (高齢者比率)	127,110 6.8%	143,664 8.1%	160,044 9.4%	182,859 10.7%
過疎地域 (高齢者比率)	52,110 7.5%	57,331 9.2%	61,657 11.2%	67,573 13.0%
非過疎地域 (高齢者比率)	75,000 6.5%	86,333 7.5%	98,387 8.6%	115,286 9.6%

区分	昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
県全体 (高齢者比率)	210,051 11.7%	241,855 13.2%	284,017 15.4%	340,924 18.3%
過疎地域 (高齢者比率)	74,119 14.5%	82,481 16.4%	93,818 19.6%	110,072 24.0%
非過疎地域 (高齢者比率)	135,932 10.6%	159,374 11.9%	190,199 14.0%	230,852 16.5%

区分	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
県全体 (高齢者比率)	396,020 21.3%	437,244 23.7%	463,266 25.5%
過疎地域 (高齢者比率)	123,472 28.1%	130,568 31.4%	131,694 33.8%
非過疎地域 (高齢者比率)	272,548 19.2%	306,676 21.5%	331,572 23.2%

## エ 産業別就業者数

昭和 35 年に比べて平成 22 年の本県の就業者数は 2.4%増加しているが、過疎地域では 42.6%減少している。産業別で見ると、平成 22 年の第一次産業の就業者数は、昭和 35 年に比べて、県全体(△79.4%)、過疎地域(△82.4%)ともに著しく減少している。

また、過疎地域の産業別就業者数の構成比をみると、昭和 55 年以降第三次産業が、平成 7 年以降第二次産業が、第一次産業を上回っており、過疎地域の産業構造は、第一次産業から第二次産業、第三次産業へ移行している。

しかし、平成 22 年の第一次産業就業者数の県全体の構成比が 10.5%に対して、過疎地域の構成比は 19.3%と約 2 倍であり、過疎地域においては依然として第一次産業が大きな位置を占めている。

表－5 産業別就業者数の推移 (国勢調査)

単位：人、%

区分	昭和 35 年	昭和 40 年	昭和 45 年	昭和 50 年
総数	814,544	786,035	808,359	796,043

県 全 体	第一次産業 (構成比)	413,302 50.7%	341,606 43.5%	297,749 36.8%	227,470 28.6%
	第二次産業 (構成比)	118,243 14.5%	130,572 16.6%	145,624 18.0%	172,709 21.7%
	第三次産業 (構成比)	282,893 34.7%	313,247 39.9%	264,316 32.7%	394,292 49.5%
過 疎 地 域	総数	313,868	279,405	263,974	246,239
	第一次産業 (構成比)	195,772 62.4%	161,712 57.9%	133,531 50.6%	106,694 43.3%
	第二次産業 (構成比)	38,067 12.1%	36,867 13.2%	38,546 14.6%	48,563 19.7%
	第三次産業 (構成比)	79,690 25.4%	80,392 28.8%	86,958 32.9%	89,809 36.5%
非 過 疎 地 域	総数	500,676	506,630	544,385	549,804
	第一次産業 (構成比)	217,530 43.4%	179,894 35.5%	164,218 30.2%	120,776 22.0%
	第二次産業 (構成比)	80,176 16.0%	93,705 18.5%	107,078 19.7%	124,146 22.6%
	第三次産業 (構成比)	203,203 40.6%	232,855 46.0%	277,358 50.9%	304,483 55.4%

区 分		昭和 55 年	昭和 60 年	平成 2 年	平成 7 年
県 全 体	総数	847,638	861,973	872,301	897,965
	第一次産業 (構成比)	202,043 23.8%	183,665 21.3%	150,237 17.2%	127,576 14.2%
	第二次産業 (構成比)	197,104 23.3%	204,850 23.8%	222,359 25.5%	228,691 25.5%
	第三次産業 (構成比)	448,018 52.9%	472,773 54.8%	497,429 57.0%	539,303 60.1%
過 疎 地 域	総数	249,546	244,777	232,771	224,495
	第一次産業 (構成比)	91,673 36.7%	82,080 33.5%	64,842 27.9%	53,657 23.9%
	第二次産業 (構成比)	58,428 23.4%	60,849 24.9%	63,723 27.4%	63,452 28.3%

	第三次産業 (構成比)	99,379 39.8%	91,810 37.5%	103,318 44.4%	107,322 47.8%
非 過 疎 地 域	総数	598,092	617,196	639,530	673,470
	第一次産業 (構成比)	110,370 18.5%	101,585 16.5%	85,395 13.4%	73,919 11.0%
	第二次産業 (構成比)	138,676 23.2%	144,001 23.3%	158,636 24.8%	165,239 24.5%
	第三次産業 (構成比)	348,639 58.3%	380,963 61.7%	394,111 61.6%	431,981 64.1%

区 分		平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年
県 全 体	総数	886,887	873,871	834,244
	第一次産業 (構成比)	107,480 12.1%	100,095 11.5%	85,007 10.5%
	第二次産業 (構成比)	218,013 24.6%	193,175 22.1%	171,899 21.2%
	第三次産業 (構成比)	554,938 62.6%	570,915 65.3%	555,227 68.4%
過 疎 地 域	総数	209,396	196,973	180,124
	第一次産業 (構成比)	42,242 20.2%	40,128 20.4%	34,450 19.3%
	第二次産業 (構成比)	56,701 27.1%	46,188 23.4%	38,655 21.6%
	第三次産業 (構成比)	109,230 52.2%	110,328 56.0%	105,725 59.1%
非 過 疎 地 域	総数	677,491	676,898	654,120
	第一次産業 (構成比)	65,238 9.6%	59,967 8.9%	50,557 8.0%
	第二次産業 (構成比)	161,312 23.8%	146,987 21.7%	133,244 21.0%
	第三次産業 (構成比)	445,708 65.8%	460,587 68.0%	449,502 71.0%

注) 1 産業分類の区分は次による。

第一次産業 A 農業, 林業 B 漁業

第二次産業 C 鉱業, 採石業, 砂利採取業 D 建設業 E 製造業

第三次産業 F 電気・ガス・熱供給・水道業 G 情報通信業 H 運輸業，郵便業  
 I 卸売業，小売業 J 金融業，保険業 K 不動産業，物品賃貸業 L  
 学術研究，専門・技術サービス業 M 宿泊業，飲食サービス業 N 生  
 活関連サービス業，娯楽業 O 教育，学習支援業 P 医療，福祉 Q  
 複合サービス事業 R サービス業（他に分類されないもの） S 公務  
 （他に分類されるものを除く）

- 2 総数には分類不能なものも含まれる。このため、各項目の合計数とは必ずしも一致しない。
- 3 構成比については、小数第二位を四捨五入した数値を記載している。
- 4 平成 22 年の構成比については、分類不能ものを除いた数値をもとに算出している。

表一 6 産業別就業者数の増減率（国勢調査）

区分		S40/S35	S45/S40	S50/S45	S55/S50
総数	総数	-3.5%	2.8%	-1.5%	6.5%
	第一次産業	-17.3%	-12.8%	-23.6%	-11.2%
	第二次産業	10.4%	11.5%	18.6%	14.1%
	第三次産業	10.7%	-15.6%	49.2%	13.6%
過疎地域	総数	-11.0%	-5.5%	-6.7%	1.3%
	第一次産業	-17.4%	-17.4%	-20.1%	-14.1%
	第二次産業	-3.2%	4.6%	26.0%	20.3%
	第三次産業	0.9%	8.2%	3.3%	10.7%
非過疎地域	総数	1.2%	7.5%	1.0%	8.8%
	第一次産業	-17.3%	-8.7%	-26.5%	-8.6%
	第二次産業	16.9%	14.3%	15.9%	11.7%
	第三次産業	14.6%	19.1%	9.8%	14.5%

区分		S60/S55	H2/S60	H7/H2	H12/H7
総数	総数	1.7%	1.2%	2.9%	-1.2%
	第一次産業	-9.1%	-18.2%	-15.1%	-15.8%
	第二次産業	3.9%	8.5%	2.8%	-4.7%
	第三次産業	5.5%	5.2%	8.4%	2.9%
過疎地	総数	-1.9%	-4.9%	-3.6%	-6.7%
	第一次産業	-10.5%	-21.0%	-17.2%	-21.3%
	第二次産業	4.1%	4.7%	-0.4%	-10.6%

域	第三次産業	-7.6%	12.5%	3.9%	1.8%
非 過 疎 地 域	総数	3.2%	3.6%	5.3%	0.6%
	第一次産業	-8.0%	-15.9%	-13.4%	-11.7%
	第二次産業	3.8%	10.2%	4.2%	-2.4%
	第三次産業	9.3%	3.5%	9.6%	3.2%

区 分		H17/H12	H22/H17	H22/S35
総 数	総数	-1.5%	-4.5%	2.4%
	第一次産業	-6.9%	-15.1%	-79.4%
	第二次産業	-11.4%	-11.0%	45.4%
	第三次産業	2.9%	-2.7%	96.3%
過 疎 地 域	総数	-5.9%	-8.6%	-42.6%
	第一次産業	-5.0%	-14.1%	-82.4%
	第二次産業	-18.5%	-16.3%	1.5%
	第三次産業	1.0%	-4.2%	32.7%
非 過 疎 地 域	総数	-0.1%	-3.4%	30.6%
	第一次産業	-8.1%	-15.7%	-76.8%
	第二次産業	-8.9%	-9.3%	66.2%
	第三次産業	3.3%	-2.4%	121.2%

## (2) 問題点

過疎地域においては、人口減少による集落の小規模化、地域住民の高齢化により、集落機能の維持が困難となっている集落が増加している。

過疎地域の人口減少の一因となっているのが、若年者の都市部等への人口流出である。この要因として、近年の少子化傾向に加え、高等教育機関や就業の場が少ないことなどが考えられ、進学や就業等による都市部への人口集中傾向が続いている。

また、若年者の人口流出に伴い、高齢化が急速に進行しており、産業の担い手の不足や後継者不足、地場産業の停滞など、地域活力の低下が懸念される。

### ア 産業

高齢化が進み、担い手の確保や後継者不足、さらに耕作放棄地の増加が大きな課題となっている。

また、地元就業の場が少なく、仕事を求めて都市部に転出する傾向が顕著であるため、産業振興とそれによる雇用の確保は重要な課題である。

### イ 社会基盤整備

これまでの過疎地域の振興対策により、道路整備や生活環境の整備等の社会基盤整備は、ある程度の進捗を見せているところであるが、非過疎地域と比べると依然として低い状況にある。

社会基盤整備は、産業振興や定住促進、地域間交流促進等、様々な分野の基盤となるものであり、その充実を図ることが必要である。

また、公共施設においても、老朽化や人口減少等による利用需要の変化が見込まれるため、施設の更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行い、時代に即したまちづくりを行っていく必要がある。

### ウ 安全・安心な生活の確保

過疎地域は、地域的偏在により医療従事者や医療施設等が非過疎地域に比べてかなり低い水準にある。

そのような中、過疎地域の住民一人ひとりが安全・安心な生活を継続できる体制を維持・整備することが必要である。

また、今後、過疎地域の高齢化がさらに進行することで、高齢者のみの世帯や一人暮らしの高齢者、寝たきりの高齢者等の増加も予想され、高齢者の保健・福祉・医療サービス等を充実させることも必要である。

## 2 過疎地域の自立促進の基本的な方向

### (1) 自立促進のための基本方針

人口の減少に歯止めをかけるとともに、都市部への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために、平成26年に「まち・ひと・しごと創生法」が施行された。

平成27年には、「まち・ひと・しごと創生基本方針2015」が閣議決定され、地域における集落生活圏において、必要な生活サービスの提供や、収入を得るための事業が、将来にわたって継続できるようにするために、集落生活圏を維持していくことの重要性が指摘されているところである。

本県では、本年10月に「熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、県民一人ひとりが幸せを実感し、住み慣れた地域で夢を持ち、誇りに満ちた暮らしを送ることができるような熊本づくりに取り組むこととした。

過疎地域は、豊かな自然や歴史・文化を有するだけでなく、県民全体の安全・安心な生活を支える重要な多面的・公益的機能を有している。その機能を今後も維持していくためには、過疎地域の住民が、生き生きと安心してそこに暮らし、住み続けられることが重要である。そのため、次代につながる持続可能な地域づくりに取り組むとともに、昨今の「田園回帰」の流れを好機と捉え、過疎地域が暮らしの場として選ばれるような対策を講じる必要がある。

そこで、本県においては、出産・子育ての希望を実現するための環境づくりや人口移動による社会減を抑制する取組みなどを行うとともに、道路整備や生活環境の整備、医療、福祉、教育サービスなど地域における一定の生活基盤・水準の確保に引き続き取り組む。また、老朽化や人口減少等による利用需要の変化に応じた、公共施設等の計画的な管理を行う。

次に、持続可能な地域を構築し、今後も集落を維持するための、集落生活圏における、買い物支援や高齢者等の見守り、生活交通などの様々なネットワーク化や「小さな拠点」づくりの施策や防災対策に取り組む、住民が安心してそこに住み続けられる仕組みづくりを行うなど、過疎地域における住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築を図る。

さらに、新たな特産品開発や新たな産業の創出など、農林水産業をはじめとした各種産業の振興や都市と地域の交流・移住促進、地域文化の保存・伝承等により、住民の「なりわい」を創出・継承する取組みを促進する。

## (2) 自立促進のための重点事項

上記基本方針を踏まえ、以下の視点を持って過疎地域の自立促進に向けた振興策を展開する。

### ①地域における一定の生活基盤・水準の確保

- ・ 道路整備や生活環境の整備
- ・ 医療、福祉、教育サービスの維持・確保

### ②住民の「暮らし」を支える生活サポートシステムの構築

- ・ 買い物支援、高齢者等の見守り、生活交通の確保などの様々なネットワーク化や「小さな拠点」づくり等の施策の推進
- ・ 防災対策

### ③住民の「なりわい」を創出・継承する取組みの促進

- ・ 新たな特産品開発、新たな産業の構築など農林水産業をはじめとした各種産業の振興
- ・ 農業体験交流や移住に向けた PR 活動など都市と地域の交流・移住促進
- ・ 地域文化の保存・伝承

## 第2 産業の振興

### 産業の振興の方針

産業振興のための諸計画と整合を取りつつ、交流拠点や遊休施設等を生かした新たな流通・販売チャンネルの構築や情報通信基盤を活用した新たな雇用の場の確保・充実等に取り組む。

基幹産業である農林水産業の振興については、PQC（価格、量、コスト）の最適化による農林漁業者の所得向上を目指して「稼げる農林水産業」を展開するとともに、農業・農村の有する多面的機能（県土保全や水資源涵養、憩いの場の提供など）を維持・発揮させるための施策を車の両輪として展開していく。

商工業の振興については、市町村や商工団体、金融機関等の支援機関と連携し、豊富な地域資源を積極的に活用しながら、商工業者への支援や起業促進を図るとともに、地域の特性を生かした企業誘致を促進する。

このほか、観光・レクリエーション等の振興を行うとともに、港湾については、物流・人流への対応、環境整備や空間整備など港湾機能の充実を図る。

### 1 農林水産業の振興

#### (1) 農業の振興

過疎地域の農業・農村においては、地形勾配がきつく生産性の向上が困難なこと、農産物の消費地である都市部から遠いことなど、農業生産や流通の条件が不利である。このため、年々担い手が減少し、若年者を中心に地域から人口が流出、高齢化が進み、耕作放棄地の増加も見られる。また、近年鳥獣による農作物の被害が増加傾向にあり、営農にも悪影響を及ぼしている。

これらにより、農業・農村が持つ多面的機能の低下や過疎地域社会の活力低下を招いている。

このような過疎地域の農業・農村における課題を解決するため、生産コストの低下によるPQCの最適化、多様な担い手の確保・育成、魅力ある農産品の生産及びそれらの加工品づくりや流通・販売、農林水産業や農山漁村の多面性をさらに発揮させるための施策や、地域コミュニティ再生の支援などに取り組む。

具体的な対策としては、農地の基盤整備促進と併せて農地中間管理機構制度等による農地集積を進め、生産コストの削減と農家所得の向上、及び耕作放棄地の発生防止を目指す。また、JA・企業の農業参入や法人化支援を行い、多様な担い手を確保・育成するとともに、新たな雇用の受け皿となるよう支援する。

さらに、地域の優れた農林水産物を活用した付加価値の高い加工品づくりや

その流通・販売に取り組む6次産業化を支援するとともに、畜産においては、豊富な草資源や耕作放棄地などを有効利用する「熊本型放牧」を推進する。

なお、急傾斜地が多いなど特に生産条件の厳しい地域においては、中山間地域等直接支払制度の活用などにより、機械の共同利用など、集落営農による農業生産活動の維持や牧野の維持、棚田の保全管理など地域の実態に即した取組を促進する。

## (2) 林業の振興

本県の人工林資源は成熟期を迎えているが、森林・林業を取り巻く状況は厳しく、森林経営に無関心な所有者や所有者が不明な森林が点在することにより周辺森林の効率的な間伐等の手入れに支障が生じるケースが多く、その解消を図ることが極めて重要となっている。また、所有形態が小規模・分散的構造にある森林を面的に集約する森林経営計画の策定が進まず、安定した事業量の確保も困難な状況となっている。

林業の担い手について、林業事業体の経営基盤が弱い、就業者の定着率が低いなどの林業労働力の確保に課題があるほか、生産性の向上やコスト削減に不可欠な路網整備も遅れていることから、木質バイオマス発電や大型工場建設に加え木材輸出の増加等、急激な需要の高まりに対して、木材の安定供給が懸念されている。

さらに、シカによる食害や剥皮被害の被害区域は、九州中央山地からその周辺に拡散・拡大をしている。

しかし、災害防止や水源涵養など、森林の果たす役割に対する県民の関心は高く、また、地球温暖化の防止に係る森林吸収源対策としての森林に対する期待も大きいことから、引き続き森林の整備を適切に実施していく必要がある。

---

今後は、森林所有者に対し施業を面的にまとめる集約化施業を提案し、合理的な路網の整備や高性能林業機械の活用により高い生産性を確保し収益を上げる取組を進めるほか、集約化施業の推進にあたっては、地域の森林をマネジメントする森林施業プランナーの育成強化に取り組む。

また、森林施業を支える林業の担い手については、林業事業体の経営基盤の強化、新規就業者の育成、定着化のための研修等に取り組む。

さらに、シカをはじめとする有害鳥獣被害から森林を守るため、被害防止対策のほか、有害鳥獣捕獲等によるシカの個体数管理を進める。

このほか、充実してきた森林資源を最大限に活用し、林業・木材産業の振興を図るため、高性能林業機械の導入及び製材加工施設の更新・拡充や付加価値を高める高次加工化を推進するとともに、供給者と需要者の情報の共有化によ

るマーケットイン（ユーザーや顧客の立場を起点としてビジネスを考えること）の流通体制の整備を推進する。

さらに、公共建築物等これまで非木造が一般的であった建築物の木造化等による需要創出や木質バイオマスのエネルギー利用を推進する。

なお、適正な森林整備や県産木材の利活用を通じて、森林の持つ公益的機能の維持増進、地球温暖化の防止や地域活性化への寄与について、広く県民に啓発するとともに、森林づくり活動への参加促進により、林業への理解を醸成する。

### （３）水産業の振興

近年、赤潮発生が長期化するなど漁場環境の悪化により、漁場の生産力が低下し、漁業資源も減少している。さらに、輸入水産物の増加等により魚価が低迷し、併せて漁業就業者の高齢化や漁業後継者の減少など、水産業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

このような中で、地域の産業に占める水産業の割合が大きい過疎地域においては、水産業の低迷による地域の活力の低下が懸念されている。

---

当該地域においては、魅力ある水産業の振興を図るため、漁港施設の整備、増殖場・漁礁などの漁場の整備を進めるとともに、種苗放流や資源の適切な管理、藻場・干潟などの漁場環境の改善などによる水産資源の回復と持続的利用を図る。

また、漁協の合併を通じて、経営基盤を強化し、消費者ニーズに対応した安全・安心な水産物供給体制を整備するなど、生産・加工・流通対策の強化を図る。

さらに、都市と漁村の交流や生活環境の整備などによる漁村の振興及び水産技術の開発・普及と試験研究等を通じて、水産物のブランド化や加工品づくり、直販等の取組みを推進し、稼げる水産業づくりを実現して漁業者の所得の向上を図ることにより、活力ある漁村づくりに取り組む。

なお、県においては、「くまもと四季のさかな」を中心とした広報活動やブランド化など、県産水産物の消費拡大や魚食普及を推進するとともに、養殖魚を中心に海外への輸出促進にも取り組む。

## ２ 商工業の振興

### （１）商業の振興

消費者ニーズや購買行動の変化、商圏内人口の減少、大型店の立地など、商店街をはじめとする地域商業は引き続き厳しい環境にある。

商店街は商業機能のみならず、地域のにぎわい創りや交流の場、コミュニティ機能の担い手としての役割も果たしており、地域活力の維持の面からもその活性化を図ることは重要な課題である。

---

そのため、県や市町村、商工団体等が連携しながら、商店街組織や住民団体等による地域の特性や資源を活かした活性化の取組みを積極的に支援していく。具体的には、商店街の環境整備や空き店舗活用、交流拠点整備、高齢者や子育て支援機能の充実などの取組みを支援する。また、地域の事業者等が連携し、高齢者等の買い物環境整備などを行うコミュニティ・ビジネスへの支援を行う。

## (2) 地場産業の振興

過疎地域について、平成 21 年と平成 25 年を比較すると、事業所数は 21 市町村で減少しており、従業者数は 16 市町村、製造品出荷額は 10 市町で減少しており、地場産業を取り巻く経済環境は、産業構造の変化やグローバル化の進展等の影響により、依然として厳しい状況にある。

---

地場産業の再生・発展及び新たな地場産業を育成するため、農商工連携を図るとともに、地域に存在する豊富な地域産業資源や中小企業の技術・ノウハウなどを活用し、新たなビジネスチャンスの創出や販路の拡大などにより、県経済をけん引するリーディング産業の更なる集積と中小企業の振興に取り組み、地域経済の活性化を図る。

また、豊富な農林水産物を活かすため、県内企業に対する新商品開発に関する技術指導や研究開発をより効果的に実施できるように熊本県産業技術センターの強化を図る。

## (3) 企業の誘致対策

企業誘致は、過疎地域の自立に有効な手段であり、昭和 57 年度の企業誘致推進本部設置以降、平成 26 年度末まで 697 件の企業が進出している。そのうち全体の約 4 分の 1 に当たる 181 件が過疎地域に立地しており、過疎地域の自立に貢献している。

しかし、近年、企業は、生産拠点の海外移転や国内拠点の集約化などを進めており、県内への企業誘致は国内外の競争激化により厳しい状況に置かれている。

また、過疎地域の中でも特に県南地域への企業の集積が進んでいない状況である。

---

補助制度の拡充等を行いながら、今後も引き続き地域のバランスを考慮した企業誘致の促進を図るとともに、農林水産物の生産拠点でもある過疎地域の潜在的可能性を生かせる企業誘致を推進する。また、県と市町村間の連携強化を図り、企業動向等情報の共有をはじめ、誘致活動の協調実施、企業誘致連絡協議会による展示会活動など効果的な立地PR及び広域的（圏域内市町村）な誘致活動等を積極的に推進していく。

県南地域（八代、水俣芦北、人吉球磨）においては、平成24年3月に「くまもと県南フードバレー構想」を策定しており、6次産業化や農商工連携による地域内生産物の高付加価値化や販路拡大はもとより、地域内生産物等を活かす研究機関や食品関連企業等の誘致に積極的に努める。

#### （4）起業の促進

近年、消費市場の成熟化や流通業の競争激化など社会経済環境の変化により、平成21年度から平成24年度の県内の第一次産業を除く産業の廃業数は開業数を上回り、総事業所数は減少傾向にあり、過疎地域においてはさらに厳しい状況にある。

---

地域に存在する様々な資源を効果的に活用し、既存企業に対する技術・経営・人材育成等の支援効果を高めて、新たな需要の開拓と雇用の創出を図る。

技術・経営・人材育成・資金等の面で多様な支援機能を持つ団体が連携した総合的産業支援体制を活用し、起業化・創業の支援から販売・流通までの一貫した支援を実施する。

また、県内のインキュベーション（起業化支援）施設を活用して、新規創業者等に対し、事業スペースの提供やインキュベーションマネージャーの配置等の支援を行う。

さらに、起業等に関する相談や創業初期や新分野進出時の資金提供を行うとともに、投資家やビジネスパートナー等との出会いの場の開催を実施する。

### 3 観光及びレクリエーションの方向と施策

「観光」は、宿泊施設、飲食施設、観光施設、交通機関のみならず、農林水産業やサービス産業等幅広い分野に関わる総合産業であり、人口減少・少子高齢化が進展する中で、地方において需要を生み出し、雇用を創出する「地方創生」の推進力として期待されるものである。また、近年の余暇の増加とともに、従来の「見る」観光から、自然体験等の「体験型」観光に関心が高まるなど、観光に対する意識の変化とともに観光ニーズも多様化している。

---

本県では、「ようこそくまもと観光立県推進計画」に基づき、「九州観光の拠点」を目指し、品格ある観光地くまもとの形成や、国内外からの誘客を促進している。このため、国際スポーツ大会等大型イベントの波及効果等も視野に入れ、『『選ばれる熊本』観光キャンペーン』の展開や外国人観光客の誘致など、観光振興に取り組み、過疎地域も含めた交流人口の拡大と地域経済の発展を目指す。

#### 4 港湾の整備

過疎地域には、重要港湾1港と、地方港湾11港がある。これら12港は、地域の自立促進の支援や産業及び地域住民の生活を支えるものとして重要な役割を担っているが、物流・人流への対応、環境整備や空間整備など、求められている港湾機能の整備が不十分である。

---

重要港湾については、鉄道と船舶との交通結節点等としての港湾施設整備並びに歴史的価値を生かした観光拠点及び景観整備を促進する。

地方港湾については、生活物資や一次産品の搬出入、住民の通勤・通学など地域において大きな役割を持っており、地域住民の生活に密着している港湾機能の充実を図るとともに、緑地整備等によって豊かな空間を提供する。

### 第3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進

#### 交通通信体系の整備等の方針

交通通信体系の整備は、定住の促進や地域間交流の促進など、地域づくりの基盤になることから、将来にわたる地域の方向性を見据えた整備を図る必要がある。

国道等の道路整備については、日常生活拠点間の連絡を強化する道路整備を図るとともに、交通ネットワークを形成するため、圏域間の連携を強化する道路整備や地域連携軸の基盤となる交通体系の整備を推進する。また、既存道路施設の点検、適正な維持補修により施設機能を維持し、その効果の継続を図る。

農山漁村の快適な生活を支える農道や林道、漁港関連道については、地域の特性等を考慮し、計画的に整備を行う。

さらに、生活の利便性を確保するため、公共交通機関の維持・確保のほか、交通空白地域に対する取組みを支援する。

超高速ブロードバンド基盤が未整備の地域においては、基盤整備を進めるとともに、市町村、団体、企業等と連携し、過疎地域の地域活性化や、教育、医療、高齢者対策など、地域における様々な課題を、最新のICTを活用して解決していく。

農山漁村が有している「いやし」等の多面的機能を活用し、過疎地域と都市住民をつなぐ都市農村交流を推進し過疎地域の振興を図る。

#### 1 道路の整備

##### (1) 国道、県道及び市町村道

過疎地域は、各地域の中核となる都市や高速交通とのアクセス道路、日々の生活に不可欠な生活道路などの整備が遅れているところが多い。このため、広域的な道路網やそれに接続する地域内の国道、県道等幹線道路網の整備を中心に、道路交通体系の整備を進めることが必要である。

国道、県道及び市町村道は、地域開発、地域生活の基盤であり、定住環境整備と密接に関係しているため、過疎地域とその他の地域を結ぶ道路及び過疎地域内を連絡する道路を計画的に整備する。また、既存道路施設の点検と適正な維持管理、補修によりその効果を継続させ、地域生活の安定や地域振興を支える環境の維持を図る。

##### (2) 農道、林道及び漁港関連道

過疎地域においては、多くの農地が急勾配な地形にあり、分散している一方、

農道整備が遅れている状況であり、耕作放棄地増加の一因にもなっている。

林道や森林作業道等の林内路網についても、地形が急峻であることなどから林内路網の配置が平野部から谷沿いに限られている地域が多く、特に奥地林の路網整備が遅れている。

また、国道等の主要道路と漁港間のアクセス道路（漁港関連道）が未整備のため、漁獲物の流通や漁業資材の輸送について効率化が図られていない地域がある。

---

農道については、集落から農地や農業用施設へのアクセスが困難な地域において、通作条件を改善するよう整備を図る。

林業における重要な生産基盤である林内路網については、林業生産性の向上を図るため、低コスト化に向けた林道や森林作業道を効果的に組み合わせた林内路網整備を推進する。

漁港関連道については、漁獲物の流通及び漁業資材の輸送を効率化することにより、漁港機能の充実と漁業生産の近代化、併せて漁村環境の改善を図ることが可能となることから整備を行う。

## 2 交通確保対策

過疎地域については、さらなる過疎化の進行やマイカーの普及等により、公共交通機関の利用者数が減少傾向にあり、地域住民の日常的な移動のための生活交通の運行維持・確保が課題である。

---

公共交通機関の維持・確保のほか、市町村が主体となって実施している乗合タクシーやコミュニティバスの運行、デマンドバスの導入、スクールバス・福祉バスの活用など、交通空白地域における身近な交通手段の確保、住民の交通の利便の確保を図るため、市町村に対する助言・支援を実施する。

また、民間を活用する交通確保対策として非営利法人等が自家用車両で行う有償の移送サービスである福祉有償運送等の運営について、助言を行っていく。

## 3 情報化の推進

超高速ブロードバンド基盤の整備については、これまでに国や市町村、民間事業者との連携により進められており、平成 26 年度の過疎地域を含む市町村における利用可能世帯率は 99.0%と、県全体の利用可能世帯率の 99.5%とそれほど離れておらず、基盤の整備が進んでいる状況である。

しかしながら、大容量のデータを安定的に通信することができる FTTH 等の固定系基盤の利用可能世帯率で比較すると、県全体の利用可能世帯率 91.9%に対し、過疎地域を含む市町村の利用可能世帯率は 75.0%と整備が遅れており、格差解消が求められている。

また、若年者の流出や少子高齢化が進む過疎地域においては、情報通信基盤を活用して、産業振興、医療福祉、文化活動、交通弱者への移動手段確保など、住民の生活利便性の向上に資するための地域情報化の推進が必要である。

---

今後は、地域のニーズを踏まえて超高速ブロードバンド基盤の未整備地区の解消を促進するとともに、行政の情報化による住民サービスの向上を図る。また、医療・教育等公共サービスの確保(医療情報連携ネットワーク等)、高齢者の安否確認・生活情報伝達サービスの提供、場所にとられない就業や起業を可能とする取組(テレワーク等)、特産品の販売といった地域が実状に応じて ICT(情報・通信技術)を最大限利活用できるような取組を推進する。さらに、高齢者を含めた住民の情報リテラシーの向上や、地域情報化を担う人材の育成を図る。

#### 4 地域間交流の促進

近年、国民の価値観や生活様式の多様化により生活空間としての「田園や農村」の再評価や余暇活動の要求が高まっている。本県は全国的なグリーン・ツーリズムの先進地であり、エコツーリズム、タウンツーリズム、ブルーツーリズム等、県内各地域にその取組みが広がっている。

このような状況を踏まえ、人口の減少と高齢化が進む過疎地域が活力を取り戻し、都市部と過疎地域の交流促進を進めるためには、多様なニーズに応える情報提供や受入体制の整備が必要である。

---

都市部と過疎地域との交流を促進するため、都市住民に対してホームページや移住・定住フェア等を活用し、くまもとツーリズムや移住・定住に関する情報を積極的に発信するとともに、改修した空き家を移住希望者等のお試し住宅として活用する市町村の取り組みなどの支援を行う。

また、都市住民の多様なニーズに対応できるよう、交流の牽引役となる人材育成に努めるとともに、各地のグリーン・ツーリズム推進団体の更なる組織化、協力体制の整備を図る。併せて、遊休施設を活用した交流の拠点となる施設の整備を推進する。

さらに、非過疎地域、特に都市部住民との交流を進める中で、過疎地域が有する食料や水の供給、国土保全や災害防止、都市住民へのやすらぎや自然体験

の提供の場など、国民全体の安全・安心な生活を支える公益的機能についての啓発を行う。

## 第4 生活環境の整備

### 生活環境の維持保全の方針

安全・安心な飲用水を安定的に確保するため、水道未普及地域の解消に努めるとともに、維持管理等についても効果的な体制を図る。

生活排水処理施設や廃棄物処理施設は、生活環境の改善や水質保全等の役割を担っており、健康で安全かつ快適な生活を送るうえで欠くことのできない基幹的施設であることからその整備を促進する。

消防・救急施設等については、その充実はもとより、地域の実情に即した消防・救急体制の確立を図り、災害等に強い生活環境を整備する。

また、これら施設の整備等については、新規整備のみならず、整備済み施設の損傷・劣化等を将来にわたり把握することによる費用対効果の高い維持管理を実施するとともに、消防や救急の広域応援体制や災害時の要援護者対策等の防災力向上などに取り組む。

さらに、洪水や土砂災害等の自然災害対策、景観保全、水源保全等の観点に配慮しつつ、森林や水路等の保全活動、耕作放棄地の復元、ゴミの分別活動やリサイクル活動等を支援する施策を検討していく。

### 1 水道、生活排水処理施設及び廃棄物処理施設等の整備

#### (1) 水道

平成25年度末現在で、全国の水道普及率が97.7%であるのに対し、本県の普及率は86.9%であり、過疎地域においては79.9%とさらに低位である。

過疎地域は、生活用水に沢水や浅井戸を利用しているため、大雨時には水が濁り、飲用に適さない状況となることもあり、安全・安心な飲用水を安定的に確保していくことが困難な状況となっている。

また、中山間地域が多く、水道を敷設するための地理的条件に恵まれていないことから、事業主体である市町村は、水道施設整備に多額の費用を要することに苦慮しているため、水道未普及地域の解消が課題となっている。

水道未普及地域に安全・安心な飲用水を安定的に給水するため、国庫補助制度等の活用による水道水源の調査や水道施設整備を推進し、市町村による水道水源開発の推進や水道施設の整備促進を図る。

また、水道の安定的な事業運営を図るため、簡易水道事業の統合による広域化や維持管理の委託等による事務効率化を推進し、経営基盤及び維持管理体制の強化を図る。

## （２）生活排水処理施設

過疎地域の生活排水処理対策については、非過疎地域に比べると大きく遅れており、下水道や農業・漁業集落排水施設、浄化槽等の生活排水処理施設は必須の社会資本であることから、早急な整備が求められる。

また、人口集積度が低い過疎地域においては、下水道や農業・漁業集落排水といった集合処理施設よりも個別処理施設である浄化槽の比重が高くなる傾向がある。

---

生活排水処理施設については、水質汚濁の主要原因の一つである生活雑排水を処理できない単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を推進するとともに、適切な維持管理が確保される市町村設置型浄化槽の設置を促進するなど、地域の実情に応じた効率的、効果的な整備手法を選定して計画的な整備を図る。

また、整備した生活排水処理施設について早期に効果を発現させるため、下水道等の集合処理施設については、接続率向上に向けた普及啓発を促進するとともに、個人設置型浄化槽については、清掃・保守点検・法定検査の実施など、適切な維持管理確保に向けた広報啓発を行う。

さらに、生活排水処理により発生する汚泥やその他内在するエネルギーについては、循環型及び低炭素を基調とした持続可能な社会の実現に向けて有効利用を図る。

## （３）廃棄物処理施設

家庭等から出るゴミやし尿を処理する施設については小規模なうえ老朽化も進んでおり、維持管理する市町村にとって施設改修等に係る費用が負担となっている。また、特に市町村合併により複数の処理施設を管理する市町村にとっては、地方財政が厳しさを増す中、施設の集約化が課題となっている。

---

ごみ処理施設については、適正な処理体制を見定めつつ、施設の集約化や他の市町村との連携等による広域的な取組みを推進し、国の交付金等を活用しながら、効率的かつ計画的な整備を進める。

し尿処理施設については、浄化槽や下水道等の整備状況を勘案しつつ、その衛生的な処理を確保するため、処理体制の維持を図るとともに、地域の実情や特性にあわせた経済的かつ効率的な手法による整備を進める。

## ２ 消防・防災施設等の整備

複雑多様化する災害や高度化する救急業務に対応するためには、消防力の強

化が必要であるが、少子・高齢化や就業構造の変化に伴い消防団員の確保が困難となっているなど、消防体制は不十分である。

---

消防力の充実・強化について、市町村、消防本部と共に方策の検討を行い、消防・救急車両の更新をはじめ、災害対応の消防車両や高規格救急車の導入、耐震性貯水槽の設置等を推進する。

さらに、減少傾向にある消防団員について、消防団の施設等の整備や団員の確保対策の推進など、消防団の活性化を図るとともに、自主防災組織及び防火クラブ等と連携し、地域の防災機関が一体となった消防体制の確立を図る。

併せて、災害時の防災情報・避難情報の迅速な伝達を図るため、防災行政無線の充実・整備についても推進する。

## 第5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

過疎地域では、急速に高齢化が進行しており、地域における介護サービスの提供や疾病予防・介護予防の推進など、多様なニーズに応える介護・福祉サービスの基盤整備を図り、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を送れる地域づくりを推進する。

また、地域の絆を再生するために、地域の誰もが集い、支え合う地域の拠点となる「地域の縁がわづくり」や地域での支え合い活動の普及を図る「地域の“結い”づくり」を進めるとともに、高齢者等の見守りの組織的なネットワーク体制の構築を推進していく。

さらに、安心して子どもを産み育てることができ、子どもが健やかに育ち、豊かなこころを育むことができる地域社会を目指し、地域における幼児教育・保育・子育て支援の充実を図り、地域の実情に応じた多様な子育て支援のサービスを総合的に進めるとともに、障がい児については、療育体制の充実を図る。

#### 1 高齢者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

過疎地域においては、急速に高齢化が進行しており、生活習慣病への対応など、生涯を通じた健康づくりへの取組みや、高齢者を地域全体で支える体制づくりに取り組んでいくことが喫緊の課題となっている。

近年は、要介護認定者数が年々増加し、中重度認定者の原因疾患として認知症が大きな割合を占めており、介護する家族の身体的・精神的負担も大きな課題である。

高齢化の進行に伴い、要介護認定率が上昇している中で、健康寿命を延伸し、高齢者がいつまでも健康で社会との関わりを持ち、いきがいを持って生活できるようにすることが重要である。

そのため、機能回復訓練などの高齢者本人へのアプローチだけでなく、生活環境の調整や居場所と出番づくり等、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチが重要であり、地域においてリハビリテーション専門職等を活かした自立支援に資する取組を推進する。

また、住民自身が運営する体操の集いなどの活動を地域に展開し、人と人とのつながりを通じて参加者や通いの場が継続的に拡大していくような地域づくりを推進する。

さらに、住み慣れた自宅・地域で、安心して暮らすことができるように、併

せて介護する家族の負担が軽減されるように、居宅サービスとその支援体制の充実を図る。

具体的には、子どもから高齢者まで地域の誰もが集い、支え合う拠点としての「地域の縁がわづくり」の推進、中山間地域等における在宅サービス拠点等の基盤づくりや訪問看護の普及など地域包括ケアシステム構築の推進や、地域住民、老人クラブ、NPO法人等による地域での支え合い活動を普及する「地域の結びづくり」の推進や、認知症高齢者等が安心して在宅生活を続けられるように地域の様々な協力団体による見守り活動などのネットワークづくり等を推進する。

また、認知症介護について、認知症介護研修の充実や認知症サポーターの養成等地域支援体制の構築を推進する。

さらに、介護保険施設等の整備については、地域包括ケアの観点から、市町村による地域密着型サービスを中心に、これらの施設等が円滑に整備されるよう支援するとともに、各高齢者福祉圏域のサービス基盤の整備状況を勘案しながら、施設・居住系サービスと居宅サービスのバランスのとれた計画的な整備を推進する。

なお、特別養護老人ホームについては、一人ひとりの個性や生活リズムを大切にされた個別ケアを推進する。

## 2 児童その他の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

核家族化や共働き家庭の増加、さらに都市化・過疎化の進行により地域社会でのつながりが希薄化し、子育てに孤立感・負担感を感じる人が増加するなど、家庭や地域の子育て力が低下している。

また、地域の中の子どもの数が減り、子ども同士が、育ち会う機会が少なくなっており、子どもの健やかな成長への影響が懸念される。

多様化、重度化する障害についても的確に対応するため、障がい児が身近な場所で療育訓練を受けられる体制整備と健診から教育に至るまで、関係機関が連携した支援を行う必要がある。

---

仕事と子育ての両立を支援する保育サービスの確実な提供に加え、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含むすべての家庭及び子どもを対象として、地域における多様なニーズに応えるよう地域の実情に応じた子育て支援の充実を図る。

具体的には、子育て家庭に対する相談や子育て中の保護者が気軽に集い語り合う地域子育て支援拠点の設置や、地域の関係機関・子育てグループ等の連携

による地域の人材を活用した子育て支援、さらには、妊娠・出産から子育てまで連続したサポートによる母子健康診査、訪問指導等の母子保健活動等の充実を図る。

加えて、すべての子どもが輝く熊本の実現に向けて、地域においてそれぞれの立場で「子どものためにできること」に取り組む「肥後っ子の日」の普及啓発を図ることで、地域ぐるみで子どもの育ちを支える機運の醸成などに取り組む。

また、障がい児や家族に対する支援として、療育拠点施設及び保健・医療・福祉・教育が連携した地域療育システムの整備を行うとともに、個々の障がい特性に対応し、ライフステージに沿った継続的、総合的支援を行う。

## 第6 医療の確保

### 医療の確保の方針

過疎地域の医療の確保について、医師の派遣や医師修学資金貸与制度などの医師確保対策を推進する。また、医師の勤務環境の整備などを行うことで、医師の負担を軽減するためのバックアップ体制を構築する。

また、地域の中核的な病院等による過疎地域への支援や、病院間・病院診療所間の協力体制の構築、遠隔医療の環境整備を始めとする新たなICTの活用等医師確保システムの構築や医師等の養成・確保、医師等の地域定着を図ることで、県全体の医療の確保を目指す。

#### 1 無医地区対策

平成21年10月末現在で県内の無医地区は22カ所（地区内人口5,928人）である。県内の医師数は、熊本市に集中しており、阿蘇圏域や上益城圏域などの過疎地域で少なく、大きな地域格差がみられる。

また、無医地区は、これまで市町村が患者送迎など独自の保健福祉サービスを提供してきたが、財政状況の悪化に伴い送迎バスの運行削減やそれに伴う交通費等の住民の経済的負担の増大など、交通機関の確保も課題となっている。

医師確保を推進するため、自治医科大学卒業医師の派遣や市町村の垣根を越えた広域的な医師派遣の調整、さらに医師修学資金貸与制度を活用するとともに、医師等の地域定着支援として、病院内保育所整備や医師住宅整備支援を図り、医療を受けやすい環境づくりを推進する。

#### 2 特定診療科に係る医療確保対策

過疎地域における診療は、内科や外科が中心で、小児科、産婦人科、脳神経外科に加え、眼科、耳鼻咽喉科の特定診療科への対応が困難な状況にある。

過疎地域における医療の確保を図るため、へき地医療拠点病院やへき地医療診療所の運営及び施設設備の整備に対する補助、へき地医療拠点病院からの計画的な医師の派遣等を行う。

## 第7 教育の振興

### 教育の振興の方針

少子化や核家族化の進行などにより、家庭や地域の教育力が低下している。過疎地域では、身近な環境に同年代の子どもが少ないことにより教育環境に様々な制約を受けている。

このため、小規模校での教育や複式教育などに対応するため、教職員の指導力の向上などを図る。

また、耐震性の確保や情報化の推進など教育環境の整備を図るとともに、余裕教室や学校統廃合に伴い廃校となった学校施設の有効活用を図る。

さらに、社会の形成者としての資質を身に付けるための教育・学習環境づくりや生涯にわたって自ら学習する環境づくりを推進する。

#### 1 公立小中学校等の教育施設の整備

過疎化・少子化による急激な児童生徒数の減少により、学校規模の適正化を図る必要がある。

また、良好な教育環境と安全性確保のため、教育内容・教育方法等の多様化、教育の情報化、地域開放等に対応した施設の整備や耐震性の確保が必要である。

なお、統廃合により廃校となった学校施設の有効活用も課題となっている。

学校統合新設校はもとより統合が予定されていない学校においても、児童生徒の安全を確保するため耐震化（非構造部材を含む）を行うとともに、教育内容・方法等の多様化、教育の情報化等に対応するため、多目的スペースや ICT 環境等の整備を図る。

余裕教室については、児童生徒のために施設として利用するほか、地域と学校の連携の強化のためのスペース、社会教育施設等の学校外施設への転用を検討していく。

また、廃校施設も貴重な地域資源と位置付け、都市との交流や新たな産業、地域福祉等の拠点として有効活用を図る。

#### 2 図書館その他の社会教育施設等の整備

近年、子どもたちの体力低下や中高年の生活習慣病の増加など体力や健康の問題が指摘されている。

また、県内の公立図書館の設置率は全国平均と比較して低い状況にあるが、

人口減少や高齢化が進む過疎地域においても、子育てしやすい環境づくりや生涯学習の推進の一環として読書環境の充実を図ることは重要である。

さらに、公民館等を地域住民に、より開かれた施設とし、生涯学習機会の充実や学習成果活用の場の拡充を図る必要がある。

---

地域住民が参加・運営する総合型地域スポーツクラブを育成し、地域住民が生涯にわたりスポーツを楽しめる環境づくりに努めるとともに、学校や地域の体育施設などの有効活用を図る。

公立図書館については、図書相互利用を行うなど有効活用に努める。

また、市町村における生涯学習推進体制の整備・充実を促進し、学習活動の成果が地域づくりの中で生かされる環境づくりを図る。

多様化する生涯学習や社会教育に対して、様々な場所で開催されている講座の連携を図るとともに、指導者や生涯学習ボランティア等の人材の確保、養成を図る。

さらに、地域住民がいつでも、どこからでも様々な学習情報にアクセスできる体制の整備を進め、地域住民の学習機会の選択の幅を広げるとともに、生涯学習関係機関相互の情報共有化を図り、生涯学習に関する情報を一元化するためインターネット等を利用した情報提供システムの内容充実を図る。

なお、農林漁家民宿による子ども向け農村生活体験等の交流・情報発信活動も促進する。

## 第8 地域文化の振興等

### 地域文化の振興等の方針

過疎地域においては、古くから豊かな文化が栄え、貴重な文化財が数多く残されている。それら地域固有の歴史・文化を再認識するとともに、後世に残り得る文化を自ら創造し、次世代に継承していく。

#### 1 地域文化の振興等

豊かでゆとりのある生活を実現するために、個性ある伝統文化の保存・活用とともに、音楽や演劇、絵画など様々な文化活動の場の提供や、優れた芸術文化の鑑賞機会の充実が求められている。

また、過疎地域においては、多くの貴重な文化財が残されているが、その中には消滅の危機に頻しているものもあり、調査・整備が進んでいない状況にある。

地域芸術文化を発表する機会である県内最大の芸術文化の祭典「熊本県芸術文化祭」や「くまもと子ども芸術祭」、出前コンサート、体験ワークショップを開催することで、文化活動への参加、体験、鑑賞の機会を提供し、伝統文化の継承や担い手の育成を推進するとともに、地域の文化施設の活性化を図る。

また、途絶えていた地域伝統の祭り・行事や民俗芸能の復活や、次世代に継承する取り組みの活性化を図る。

さらに、文化財の調査、整備を推進し保存を図るとともに、県民が親しめるような活用に努める。

## 第9 集落の整備等

### 集落の整備等の方針

人口減少による集落の小規模化、地域住民の高齢化により地域の活力が低下し、集落機能の維持が困難となっている集落が増加する中、集落における生活機能を確保するため、基幹集落の機能を強化し、複数集落をネットワーク化する施策、地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作り、外部人材の活用や多様な主体による地域づくりの取組についての支援を行う。

#### 1 集落の維持・活性化

過疎地域は、コミュニティ組織を核として、伝統・文化の継承や様々な地域づくりに取り組んできた。

しかし、少子・高齢化が進行し、コミュニティ組織が衰退し、集落の共同作業や冠婚葬祭等の相互扶助機能の低下、空き家の増加、伝統的芸能や祭事の衰退など地域活力が低下してきている。

このため、集落の維持・活性化について、住民自身が集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題としてとらえ、集落の将来像を描いていく必要がある。

持続可能な地域を構築し、今後も集落を維持するための、集落生活圏における、買い物支援や高齢者等の見守り、生活交通の確保などの様々なネットワーク化などの施策に取り組み、住民が安心してそこに住み続けられる仕組みづくりを行う。

また、地域の限られたマンパワーと NPO 法人や地域づくり団体など多種多様な活動組織を活用した地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組み作りや、集落支援員制度、地域おこし協力隊の派遣制度等について、市町村に情報提供を行うなど、地域のニーズに合った施策の支援を検討していく。

次に、国庫補助制度等により、空き家等を活用した多彩な交流施設や農産物直売所など、集落の交流拠点となる施設の整備に対して支援を行う。

さらに、過疎地域における定住対策を推進するため、地域の実情に応じた定住向け公共賃貸住宅の整備や空き家を活用した施設整備等について、市町村に情報提供を行うなど、地域のニーズに合った施策の支援を検討するとともに、高齢化が進行している過疎地域対策として、拠点機能が集約された集落へのサービス付き高齢者向け住宅の立地を促すなど、地域の「小さな拠点」づくりを推進する。

